

【スマートフォンメンテナンスサポートプラス個別規約】

提供内容	<p>(1) 当社は、KDDI 業務支援ソリューション利用基本規約に基づきスマートフォンメンテナンスサポートプラス個別規約（以下、本個別規約とします）を定めます。本個別規約および KDDI 業務支援ソリューション利用基本規約に基づき、お客様が所定の申込書等で指定したお客様の au スマートフォン又はタブレット端末等のデバイス（以下「対象スマートフォン等」といいます）に対して、スマートフォンメンテナンスサポートプラス（以下、本サービス）のうち、お客様が申し込まれた項目を提供します。提供する項目は以下の通りです。</p> <p>①対象スマートフォン等の新規出荷時、機種変更時、端末増設※時、故障対応時等におけるキッティング作業</p> <p>※端末増設とは、現在ご利用中の au IC カードを差し替えてそのままご利用いただける場合の機種変更です</p> <p>②故障・紛失・盗難された対象スマートフォン等に対する対応</p> <ul style="list-style-type: none">・交換端末※の先行お届け・故障端末の修理取次・機種変更および端末増設 <p>※交換端末とは、電話番号情報をもたないスマートフォン等のことをいいます。</p> <p>※交換端末のお届け先は日本国内に限ります。</p> <p>また、ディアクティベートオプションにお申込みいただいたお客様には、上記に加え以下の項目も提供いたします。</p> <ul style="list-style-type: none">・故障・紛失・盗難した対象スマートフォン等の EMM/MDM 登録情報の削除（以下、ディアクティベーション作業とします） <p>また、以下の項目はお客様との取り決めにより行います。</p> <ul style="list-style-type: none">・ Mobile Device Management（以下、MDM とします）代行・ Enterprise Mobility Management（以下、EMM とします）代行・ その他、本サービスの利用に関連する各種作業代行 <p>③交換端末の保管</p> <p>④対象スマートフォン等が修理不能な場合の対象スマートフォン等の廃棄処分</p> <p>※電池パックのみの交換、充電アダプタ等の付属品は、本サービス適用の対象範囲外とします。付属品の故障又は消耗があった場合は、契約者自らが購入することとします。</p> <p>(2)お客様は、(5)項対象機種、KC-01 について、KDDI サポートデスク 0120-929-029(無料)（平日 9:00~18:00 年末年始を除く）に連絡することで(1)-②項に定めるスマートフォンメンテナンスサポートプラスの提供を受けることができます。</p> <p>(3)お客様は、(5)項対象機種、KC-01 以外の対象スマートフォン等について KDDI サポートデスク 0120-996-092(無料)（平日 9:00~18:00 年末年始を除く）に連絡することで(1)-②項に定めるスマートフォンメンテナンスサポートプラスの提供を受けることができます。</p> <p>(4)キッティング作業をご契約されている場合は、対象スマートフォン等について、別途書面にて通知する KDDI サポートデスク（9:00~21:00 年末年始を除く）に連絡することで(1)-①②項に定める内容の本サービスの提供を受けることができます。</p>
------	---

(5) 本サービスの対象となる機種は下表に定めるとおりとします。

対象機種			
KC-01	URBANO L02	TORQUE G01	TORQUE G03
Qua phone QX	Qua phone QZ	Qua tab 01	Qua tab 02
Qua tab QZ8	Qua tab QZ10	GRATINA4G	GRATINA (KYF37)
AQUOS sense2	Galaxy A30	GRATINA (KYF39)	TORQUE G04
Galaxy A20	AQUOS sense3		

提供条件
※前頁記載
以外の事項

- (1) 交換端末の機種・色等が、故障した商品と同一であること及び未使用端末であることを保証しません。
- (2) お客様は、キッティング作業を含む本サービスを利用する場合、サービス開始日の翌月より 12 ヶ月の継続契約を約定するものとします。尚、サービス開通日とは、KDDI サポートデスクの開通日とします。
本サービスを解約する場合は、当社所定の方法で当社に通知するものとします。この場合、本サービスは、当社が当該通知を受領した日の属する月の末日をもって終了するものとします。サービス開通日の翌月より 12 ヶ月以内に対象スマートフォン等を全て解約する場合は、その期間内における未払分の月額請求額を、解約金として支払うものとします。尚、解約金支払いの際の月額請求額は、解約月の対象スマートフォン等の契約回線に月額請求額を乗じた額とします。
- (3) 本サービスの料金は後記料金表のとおりとします。本サービスの利用開始日が属する月は料金を請求しないものとします。本サービスの提供終了日が暦月の途中であった場合には、当該月分の料金の日割り計算を行わずに全額請求するものとします。尚、新規出荷時のキッティングでは当社のキッティング作業中に au 料金が発生する場合がございます。
- (4) 本サービスの料金は、料金および解約金を計算する時点で参照する対象スマートフォン等の台数に基づき計算するものとします。
- (5) 利用機種を本サービスの対象外機種に変更した場合、au 回線が解約になった場合（au 回線の一時休止は除く）、au 回線名義が個人名義に変更になった場合のいずれかに該当した場合は、スマートフォンメンテナンスサポートプラスに付随するオプション含め、本サービスは事象発生月をもって自動解約になります。
- (6) 対象スマートフォン等を機種変更あるいは端末増設を行う場合、その際にお客様が改めて本サービスへのお申込みを行う等、本サービスの継続意志が確認できない場合、本サービスは当該月末日をもって自動解約するものとします。
- (7) お客様は、本サービスの対象スマートフォン等の電話番号を変更した場合、当社へ変更後の電話番号を通知していただきます。
- (8) キッティングの提供条件
当社がキッティング作業を実施するにあたり、下記の点に留意いただくものとします。
- ① キッティングの作業内容および納品までの期間は、事前に取り決めるものとします。
 - ② 事前に取り決めたキッティングの作業内容は、サービス仕様の変更等によって実施できなくなる場合がございます。
 - ③ 対象 EMM 等が、当社が提供する KDDI Smart Mobility Safety Manager あるいは KDDI EMM powered by Workspace ONE 以外の場合、お客様は本サービスの提供に必要な対象 EMM 等のマニュアルを当社に提供するものとしま

す。

(9) 交換端末は、当社にて準備致します。当社から発送する端末に動作不良等がある場合、到着日より 14 日は無償で交換いたしますが、それ以降は動作不良等に対し当社は責任を負いません。

(10) お客様が、当社に発送する対象スマートフォン等の送料は、当社指定の伝票を用いて発送していただいた場合に限り、当社が負担するものとします。

(11) 当社から交換端末が発送された日から起算して 30 日以内に故障端末が当社指定場所に届かない場合、お客様は別表 1 第 2 項に定める未返却損害金を支払うものとします。

(12) 当社から交換端末が発送された後、当社にて回収した故障端末が修理不能な場合、お客様は別表 1 第 2 項に定める故障損害金を支払うものとします。

(13) 当社が、対象スマートフォン等のメーカー保守期間を超える等の理由により、対象スマートフォン等に対し本サービスの提供が不可能であると判断した場合、お客様は対象スマートフォン等の機種変更もしくは端末増設のいずれかを選択しなければならないものとします。

(14) 当社が本サービスを提供するにあたり、お客様は、対象スマートフォン等を当社に引渡す前に対象スマートフォン等に記録された一切のデータ（電子マネー等のデータ、アドレス帳データ、発信・着信履歴等のデータを含みますが、これに限定されないものとする。）及びアプリケーションソフトウェア等を消去するものとします。（以下「本件データ及びアプリケーションソフトウェア等」といいます。）

万一、未消去の本件データ及びアプリケーションソフトウェア等がある場合でも、お客様は、当該本件データ及びアプリケーションソフトウェア等に対する一切の権利を放棄するものとし、当社が本件データ及びアプリケーションソフトウェア等を消去することに同意するものとします。また、お客様は、当社による本件データ及びアプリケーションソフトウェア等の消去に関し、当社に故意又は重大な過失がある場合を除き、当社に対して、損害賠償請求、異議、苦情等を一切申し立てないものとします。

(15) 当社から交換端末が発送された後、当社にて回収した故障端末は、事前の見積り提示なく修理を実施します。修理に関わる費用はお客様負担となります。

(16) 申込みについて

本サービスは、対象スマートフォン等の新規購入時または機種変更時のみ申込できます。

(17) 当社が本サービスの提供に必要な作業を実施するにあたり、下記の点に留意いただくものとします。

① 当社に対して、Mobile Device Management（以下「MDM」といいます。）あるいは Enterprise Mobility Management（以下「EMM」といいます。）の管理者画面への最新ログイン ID/パスワード（以下「管理者 ID 等」といいます。）を当社に書面にて通知するものとします。

② 当社は、管理者 ID 等を使用し、お客様の了承のもと、各種作業の為の管理者画面ログイン ID/パスワード（以下、「作業用ログイン ID 等」といいます。）を払い出します。当社は作業用ログイン ID 等を使用し、当該管理画面内で所定の操作を行うものとします。

お客様が管理者 ID 等での作業をご希望されている場合には、管理者 ID 等を使用し、所定の操作を行います。

③ お客様は、作業用ログイン ID 等もしくは管理者 ID 等の変更及び削除は行わないものとします。変更した場合、直ちにかかる変更後の作業用ログイン

ン ID 等もしくは管理者 ID 等を当社へ書面で通知するものとし、当社は、かかる通知を受けた後、変更された作業用ログイン ID 等もしくは管理者 ID 等を使用して、当該管理用画面内で所定の操作を行うものとし、
※書面で通知を当社が受領していない場合、これにより当社が提供内容に記載のサービスを実施できなかつたとしても、当社は、一切責任を負わないものとし、

- ④対象スマートフォン等の故障を理由にディアクティベーション作業を代行する場合は、故障端末が KDDI に到着した翌営業日を起算日として 3 営業日以内に実施いたします。対象スマートフォン等の紛失・盗難を理由にディアクティベーション作業を代行する場合は、予備機出荷依頼日を起算日として 6～10 営業日以内に当該作業が月を跨いで実施される場合は、対象端末に前月分の MDM/EMM ご利用料金が課金されますので、予めご了承ください。
- ⑤原則として電話番号と端末識別番号を提供いただき、その 2 点が一致することを条件にディアクティベーション作業を実施いたします。
- ⑥電話番号のみ記載いただいている場合、電話番号を以てディアクティベーション作業を実施いたします。
- ⑦電話番号や端末識別番号に不備がある場合、KDDI サポートデスクよりご連絡させていただきます。ご連絡から 5 営業日以内に回答を頂けない場合、ディアクティベーション作業、修理依頼等、au 携帯電話等修理依頼書に記載された作業依頼について操作を行うことができません。再度 KDDI 側での対応を希望される場合は改めて au 携帯電話等修理依頼書を提出していただきます。

(18) 本サービスの注意事項

当社は、本個別規約の変更が合理的に必要となった場合、本個別規約を変更する場合があります。この場合本サービスは、変更後の規約の定めによります。なお、当社は、変更後の本個別規約及びその効力発生時期を、当社の指定するホームページ等において周知するものとし、変更後の本個別規約は、当該効力発生時期が到来した時点で効力を生じるものとし、

以上

附 則
(実施日)

本条項は、平成 27 年 7 月 10 日より適用します。

【2015 年 7 月版】	(改定日) 平成 27 年 7 月 31 日
【2015 年 10 月版】	(改定日) 平成 27 年 10 月 1 日
【2016 年 2 月版】	(改定日) 平成 28 年 2 月 16 日
【2016 年 3 月版】	(改定日) 平成 28 年 3 月 4 日
【2016 年 7 月版】	(改定日) 平成 28 年 7 月 19 日
【2017 年 8 月版】	(改定日) 平成 29 年 8 月 3 日
【2018 年 3 月版】	(改定日) 平成 30 年 3 月 16 日
【2018 年 7 月版】	(改定日) 平成 30 年 7 月 10 日
【2018 年 8 月版】	(改定日) 平成 30 年 8 月 10 日
【2018 年 9 月版】	(改定日) 平成 30 年 9 月 18 日
【2018 年 11 月版】	(改定日) 平成 30 年 11 月 14 日
【2019 年 6 月版】	(改定日) 令和元年 6 月 13 日
【2019 年 7 月版】	(改定日) 令和元年 7 月 17 日
【2019 年 12 月版】	(改定日) 令和元年 12 月 23 日
【2020 年 3 月版】	(改定日) 令和 2 年 3 月 14 日
【2020 年 3 月第 2 版】	(改定日) 令和 2 年 3 月 31 日

【2020年6月版】 (改定日) 令和2年6月15日
【2021年3月版】 (改定日) 令和3年3月10日

別表

第 1. 月額料金

区分		金額（税込）
スマートフォン メンテナンス サポートプラス	キッティング作業 を含む場合	キッティングサポートの一時金見積額（以後見積額とする）に応じて変動 見積額 3,300 円/台まで 330 円/台 見積額 3,300 円/台を越える場合、見積額 1,100 円/台毎に 110 円/台追加 例）見積額 3,850 円/台の場合 440 円/台
	キッティング作業 を含まない場合	165 円/台
ディアクティベートオプション		55 円/台
EMM/MDM 操作代行（ディアクティベーション作業代行を除く） その他、本サービスの利用に関連する各種作業代行		個別見積もり

第 2. 損害金

区分	金額（不課税）			
	KC-01	URBANO L02	TORQUE G01	TORQUE G03
未返却損害金	33,000 円	36,000 円	60,000 円	74,000 円
故障損害金	33,000 円	36,000 円	60,000 円	74,000 円

区分	金額（不課税）			
	Qua phone QX	Qua phone QZ	Qua tab 01	Qua tab 02
未返却損害金	30,000 円	30,000 円	25,000 円	35,000 円
故障損害金	30,000 円	30,000 円	25,000 円	35,000 円

区分	金額（不課税）			
	Qua tab QZ8	Qua tab QZ10	GRATINA4G	GRATINA (KYF37)
未返却損害金	20,000 円	25,000 円	35,000 円	35,000 円
故障損害金	20,000 円	25,000 円	35,000 円	35,000 円

区分	金額（不課税）			
	AQUOS sense2	Galaxy A30	GRATINA (KYF39)	TORQUE G04
未返却損害金	30,000 円	40,000 円	30,000 円	74,000 円
故障損害金	30,000 円	40,000 円	30,000 円	74,000 円

区分	金額（不課税）			
	Galaxy A20	AQUOS sense3	--	--
未返却損害金	23,564 円	33,381 円	--	-
故障損害金	23,564 円	33,381 円	--	-